第百二十六条の二から第百二十六条の五までの規定中「決算書類」を「計算書類等」に改める。

第百二十七条第一項第九号を削り、同項第十号を同項第九号とし、同項第十一号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項第二号ロ中「第十一条の十八第一項」を「第十一条の三十七第一項」に改める。

第百二十九条第一項第三号中「決算書類（事業報告及びその附属明細書を除く。）」を「計算書類等」に改める。

第百三十一条の三第一項第一号ハ中「、純資産の額及び」を「及び純資産の額並びにこれらの」に改め、同号ホ及びヘを削り、同項第二号ニ中「資産」を「資産及び」に、「、その主な内訳及び」を「並びにこれらの主な内訳並びに」に改め、同号ト及びチを削り、同条の次に次の一条を加える。

（新設分割に関する注記）

第百三十一条の四　新設分割組合（法第七十条の三第二項第三号に規定する新設分割組合をいう。以下同じ。）の新設分割に関する注記は、次に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　当事業年度において、新設分割対象財産（新設分割により、新設分割設立組合（法第七十条の三第二項第一号に規定する新設分割設立組合をいう。以下同じ。）が承継する財産をいう。以下同じ。）の全部について、当該新設分割直前の帳簿価額を付す新設分割が行われた場合　次に掲げる事項

イ　新設分割設立組合の名称、新設分割の目的及び新設分割日

ロ　分割比率及びその算定方法並びに出資一口当たりの金額

ハ　新設分割設立組合に承継させた資産、負債及び純資産の額並びにこれらの主な内訳並びにこれらについて帳簿価額で評価している旨

二　当事業年度において、新設分割対象財産の全部について、対価として交付する現金等の時価を付す新設分割が行われた場合　次に掲げる事項

イ　新設分割設立組合の名称、新設分割の目的及び新設分割日

ロ　分割比率及びその算定方法並びに出資一口当たりの金額

ハ　新設分割設立組合に承継させた資産及び負債の額並びにこれらの主な内訳並びにこれらについて時価で評価している旨並びに当該新設分割について新設分割対象財産の全部を対価として交付する現金等の時価を付す新設分割と判定した理由

ニ　新設分割計画において、当該新設分割計画承認後の将来の事象又は取引の結果により当該新設分割の対価として、現金等を追加的に交付し又は引き渡す旨を規定している場合には、その旨及びその内容並びに当該事業年度以降の会計処理の方針

ホ　新設分割により新設分割組合に生じた損益の額

第百三十四条中「第十五号」を「第十六号」に改め、同条第二号中「法第三十七条の二第一項の特定組合又は法第三十七条の三の定款の定めがある組合」を「会計監査人設置組合（法第三十七条の二第三項に規定する会計監査人設置組合をいう。以下同じ。）」に改める。

第百三十七条第三号中「決算書類（事業報告及びその附属明細書を除く。）」を「計算書類等」に改める。

第百三十八条第一項第三号イ中「、回転出資金」を削り、同条第二項第二号中「第十一条の八」を「第十一条の十八」に改める。

第百三十九条第三号ハ中「同条第十二項」を「同条第十四項」に、「第十三項」を「第十五項」に改め、同条第六号ハ中「第十一条の九第一項第四号」を「第十一条の十九第一項第四号」に改める。

第百四十一条第一項中「決算書類（事業報告及びその附属明細書を除く。以下この条において同じ。）」を「計算書類等」に改め、同条第二項中「決算書類」を「計算書類等」に改める。

第百四十二条第二号イ中「法第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改める。

第百四十三条第二項第一号ハ中「第十一条の三十一第一項」を「第十一条の五十第一項」に改め、「並びに農業倉庫業法（大正六年法律第十五号）第一条及び第二条に規定する事業」を削り、同条第三項第一号中「別紙様式第一号㈢」を「別紙様式第一号の二㈢」に改める。

第百四十四条第一項中「及び法第三十七条の二第一項」を「（法第七十二条の三において準用する場合を含む。）及び法第三十七条の二第三項」に改め、同条第二項中「監査には」の下に「、公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第二条第一項に規定する監査のほか」を加える。

第四章第四節第二款の款名中「特定組合」を「会計監査人設置組合」に改める。

第百四十五条第一項中「特定組合（法第三十七条の二第一項に規定する特定組合をいう。以下同じ。）を「会計監査人設置組合」に改める。

第四章第四節第三款の款名中「特定組合」を「会計監査人設置組合」に改める。

第百四十七条の見出しを「（計算書類等の提供）」に改め、同条中「決算書類」を「計算書類等」に、「全国農業協同組合中央会（以下「全国中央会」という。）」を「会計監査人」に改める。

第百四十八条の見出しを「（会計監査の内容）」に改め、同条第一項中「全国中央会」を「会計監査人」に、「決算書類」を「計算書類等」に、「監査報告」を「会計監査報告」に改め、同項第二号中「及び事業報告並びにこれらの附属明細書」を削り、「組合」を「会計監査人設置組合」に、「すべて」を「全て」に、「次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項」を「その意見（当該意見が次のイからハまでに掲げる意見である場合にあっては、それぞれ当該イからハまでに定める事項）」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　前二号の意見がないときは、その旨及び理由

第百四十八条第一項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同条第二項中「全国中央会」を「会計監査人」に、「決算書類」を「計算書類等」に改め、同条第三項を削る。

第百四十九条の見出し中「特定組合」を「会計監査人設置組合」に改め、「監事の」の下に「計算書類等に係る」を加え、同条中「特定組合」を「会計監査人設置組合」に、「決算書類」を「計算書類等」に、「全国中央会の監査報告」を「会計監査報告」に改め、同条第二号中「全国中央会の監査の」を「会計監査人の監査の」に改め、同条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とし、同条第六号中「全国中央会の職務」を「会計監査人の職務」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号を同条第六号とし、同条第八号を同条第七号とする。

第百五十条の見出し中「全国中央会の監査報告」を「会計監査報告」に改め、同条第一項中「全国中央会」を「会計監査人」に、「第百四十八条第一項に規定する監査報告」を「各事業年度に係る計算書類等についての会計監査報告」に改め、同項第一号中「決算書類（法第三十六条第二項に規定する附属明細書を除く。）」を「計算書類」に改め、同項第二号中「法第三十六条第二項に規定する」を「計算書類の」に改め、同条第二項中「決算書類」を「計算書類等」に、「監査報告」を「会計監査報告」に、「全国中央会」を「会計監査人」に改め、同条第三項中「全国中央会」を「会計監査報告」に、「決算書類」を「計算書類等」に改め、同条第四項第二号中「決算書類」を「計算書類等」に改める。

第百五十一条の見出し中「全国中央会」を「会計監査人」に改め、同条中「全国中央会」を「会計監査人」に、「監査報告」を「会計監査報告」に、「特定組合のすべて」を「会計監査人設置組合の全て」に改め、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項

第百五十二条の見出し中「特定組合」を「会計監査人設置組合」に改め、「監事の」の下に「計算書類等に係る」を加え、同条第一項中「特定組合」を「会計監査人設置組合」に、「全国中央会に」を「会計監査人に」に改め、同項第一号中「全国中央会の監査報告」を「会計監査報告」に改め、同条第二項中「決算書類」を「計算書類等」に、「全国中央会」を「会計監査人」に改め、同条第三項中「決算書類」を「計算書類等」に改める。